「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」の項目と 「中間まとめ」からの追加記述(案)

はじめに

I. 2040 年の展望と高等教育が目指すべき姿【※項目名追加】

「獲得すべき能力」に関する追加記述

- 1. 2040 年という時代
 - <u>2040年</u>という年は、<u>本年(平成30(2018)年)に生まれた子供たちが、</u>現在と同じ教育制度が存続していると仮定すると、<u>大学の学部段階を卒業するタイミングとなる年</u>である。
 - 2040 年を迎えるとき、我が国が世界の中で、どういう役割を果たすことができるのか、という観点は、我が国の高等教育の将来像を考える上で、その展望を踏まえておくことは重要である。これまで我が国は、教育の力で人材と知的な財産を生み出し、世界の中で活躍の機会を得てきたと言える。現在、我が国は、課題先進国として、少子高齢化や環境問題、経済状況の停滞等、世界の国々が今後直面する課題にいち早く対応していく必要に迫られている。成熟社会を迎える中で、直面する課題を解決することができるのは「知識」とそれを組み合わせて生み出す「新しい知」である。その基盤となり得るのが教育であり、特に高等教育については、我が国の社会や経済を支えることのみならず、世界が直面する課題への解決にいかに貢献できるかという使命を持っている観点が重要である。
 - 2040 年を迎えるとき、まさに、社会に出ようとする学生は、どのような人材であることが 望まれるのかについては、後述する社会の変化を前提として考えなければならない。

社会の変化に対応するために獲得すべき能力については、戦後、それぞれの時代における中央教育審議会答申等において示されてきたが、いつの時代にも、基礎的で普遍的な知識・理解、汎用的な技能等が中核とされている。論理性や批判的思考力、広い視野、コミュニケーション能力や他者との共生の力などは、社会が変化しても陳腐化しない普遍的なスキル、リテラシーであり、新たな価値が生まれてはすぐに古くなっていく現代においても必要不可欠な能力である。

- (※)「各専攻分野を通じて培う学士力~学士課程共通の学習成果に関する参考指針~」 (平成20年12月24日 中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」)
 - (1) 知識・理解、(2) 汎用的技能、(3) 態度・志向性、(4) 統合的な学習経験と創造的思考力
 - <u>予測ができない時代を見据えた場合、これにより、</u>専攻分野についての専門性を有するだけではなく、<u>思考力、判断力、俯瞰力、表現力の基盤の上に、</u>幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質を有する人材、すなわち「21世紀型市民(「我が国の高等教育の将来像(平成17年1月28日中央教育審議会答申)」より)」を育成する事ができるが多く誕生し、変化を受容し、さら

- <u>このような人材を育成していくためには、</u>高等教育が「<u>個々人の強みを最大限に活かすことを可能とする教育」</u>に転換することは、し、次のような変化を伴うものとなることが期待される。
- ・ <u>「何を教えたか」から、「何を学び、身に付けることができたのか」への転換</u>が更に求められる。
- ・ 「何を学び、身に付けることができたのか」という点が重要になれば、教育課程の編成は教員 が教えたい内容ではなく、学修者が社会に出て活躍していく際に、自らが学んで身に付けたこと が社会に対し説明し納得が得られる体系的な内容であることが必要となる。
- ・ 大規模教室での授業ではなく、少人数のアクティブラーニングやオンラインを活用した新た な手法の導入が必要となる。
- ・ 学修の評価についても、学年ごとの期末試験での評価で、学生が一斉に進級・卒業するという 学年主義的・形式的なシステムではなく、個々人の学修の達成状況がより可視化されることが必 要となる。
- ・ 「何を学び、身に付けることができたのか」という点が重要となれば、18歳で入学した高等教育機関での学びの期間を超えて、社会の進展に伴い更に必要となった知識や技能を身に付けるべく生涯学び続ける体系への移行が進み、リカレント教育の仕組みがより重要となる。

^{1 「}これからの時代に求められるのは、個々の能力・適性に合った専門的な知識とともに、幅広い分野や考え方を俯瞰して、自らの判断をまとめ表現する力を備えた人材である。また、求められる人材は一様ではなく、むしろそれぞれが異なる強みや個性を持った多様な人材によって成り立つ社会を構築することが、社会全体としての各種変化に対する柔軟な強靭さにつながるものである。」(「高等教育における国立大学の将来像(最終まとめ)」 平成30 (2018) 年1月26日 一般社団法人国立大学協会)

[「]大学が育成すべき能力は、第一に、人間としてのあり方を常に問う主体的で洞察力に富んだ思考力であり、第二に、AIによる代替が不可能な分野で新たな職能を深めることのできる柔軟性であり、第三に過去と現在、変わるものと変わらぬものを知った上で、今日と未来の変化を理解し適切かつ主体的に判断する能力である。そして第四に、さらなる流動化に備えて、地域(世界における日本、日本における各地域)を熟知し、日本及び地域が持っている資源を活用し、その独自性を表現する能力である。」(「未来を先導する私立大学の将来像」 平成 30 (2018) 年4月日本私立大学連盟」

^{2 「}Society5.0を牽引するための鍵は、技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造する人材と、それらの成果と社会課題をつなげ、プラットフォームをはじめとした新たなビジネスを創造する人材であると考えられる。」
「Society5.0 において我々が経験する変化は、これまでの延長線上にない劇的な変化であろうが、その中で人間らしく豊かに生きていくために必要な力は、これまで誰も見たことがない特殊な能力では決してない。むしろ、どのような時代の変化を迎えるとしても、知識・技能、思考力・判断力・表現力をベースとして、言葉や文化、時間や場所を超えながらも自己の主体性を軸にした学びに向かう一人一人の能力や人間性が問われることになる。
特に、共通で求められる力として、①文章や情報を正確に読み解き、対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ出す感性と力、好奇心・探究力が必要であると整理した。(「Society5.0 に向けた人材育成」 平成30 (2018) 年6月5日 Society5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会)

(2040年頃の社会の変化の方向)

- SDGs が目指す社会 ■
- Sciety5.0、第4次産業革命が目指す社会 ■
- 人生 100 年時代を迎える社会 ■
- グローバリゼーションが進んだ社会 ■
- 地方創生が目指す社会 ■
- 2. 2040年の高等教育の状況と展望

(高等教育をめぐる国内外の状況)

(「競争」から「共創」「協創」へ)

- 3. 2040 年に向けた高等教育の課題と方向性
 - (21 世紀を生きるための「学び」をどう考えるか)
 - (初等中等教育からの接続と多様性をどう考えるか)

(高等教育の新たな役割をどう考えるか)

(高等教育に対する社会からの関与・理解と支援をどう考えるか)

- 高等教育と社会の関係 ■
- 質保証の在り方の見直し ■

「教育の質の保証」に関する追加記述

多様な学生が学ぶキャンパスを実現していくためには、伝統的な18歳の学生、留学生、社会人等、多様で幅広い年齢層の学生が学ぶ環境を整えていくことが必要である。その際には、魅力的な高等教育を提供するとともに、我が国の高等教育の質が保証されていることが重要であり、保証すべき質とは何かを改めて検討することも含め、いまこそ、現在の大学設置認可から認証評価、組織を中心とした質保証の在り方を見直す必要がある。

また、質保証システムを再構築するに当たって、保証すべき高等教育の質とは何か、という ことを再度問い直す必要がある。どのような大学が学修者の視点から見た質の高い大学である かについては、学修者の個々のニーズに基づく観点があるため、一概には言うことはできないが、何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかといったことは、重要な要素となる。

これらについては、各高等教育機関は自らの「強み」「特色」として発信・情報公表を徹底することが求められるとともに、設置認可の段階においても、認証評価の段階においても、確認されるべき質の根本的な要素だと考えられる。

- 産業界との協力・連携 ■
- 高等教育への投資と還元の好循環 ■

(2040年の18歳人口減にどう向き合うか)

「規模」に関する追加記述

○ 本部会が行った推計によれば、2040年には、18歳人口は約88万人に減少し、大学進学者数は、約51万人と予想される。その際、できるだけ多くの学生が進学し、また、一旦社会に出た後にも学びを継続するために、質が高く、社会のニーズに応えられる魅力的な高等教育を提供していくことが必要と考える。

(これまでの中央教育審議会での議論の経緯)

Ⅱ1. 社会の変化に対応できる人材とその成長の場となる高等教育

(社会の変化に対応するために獲得すべき能力)

※「はじめに」の追記の関係で要整理。

Ⅲ2. 高等教育機関の教育研究体制

(多様な教員)

(多様な学生)

「規模」に関する記述【参考】

○ 今後は、日本人が 18 歳で入学するという従来のモデルから脱却し、<u>社会人や留学生を積極</u> 的に受け入れる体質転換を進める必要がある。

(多様で質の高い教育プログラム)

(多様性を受け止めるガバナンス)

(大学の強みの強化)

Ⅳ3. 教育の質の保証と情報公表

「教育の質の保証」に関する追加記述

○ 大学への進学率が 50%を超えるユニバーサル段階においては、大学教育の機能は、エリートや社会の指導者層の養成だけではなく、産業社会に適応し得る全国民の育成へと広がっていくと言われている。進学率が上昇し、大学に入学する学生の裾野が広がっていく過程において、かつての少数エリートが通っていた時代の大学と比較して教育の質の変化を懸念する声が出てくるのは、世界共通の現象とも言える。しかしながら、できるだけ多くの人材が高等教育機関で学ぶことは重要なことであり、ユニバーサル段階とエリート段階。で求められる教育の質は同じものではないことを認識した上で、今後、高等教育機関は、修了時の学生の「伸び」を意識した質の向上を図っていく必要がある。

3 アメリカの社会学者マーチン・トロウは、高等教育の進学率が15%を超えると、高等教育はエリート段階からマス段階へ移行するとし、さらに、進学率が50%を超える高等教育をユニバーサル段階と呼んでいる。

(我が国における質保証の取組の状況)

(教育の質の保証と情報公表)

「教育の質の保証」に関する追加記述

○ 大学の教育の質を保証するためには、第一義的には大学自らが率先して取り組むことが重要である。このため、各大学においては、それぞれの「学位プログラム」レベルのみならず、全学的な内部質保証を促進することが求められる。ため、一方、国としては、教学面での改善・改革に係る取組を促すなど、国として教学マネジメントの確立を一層進める必要がある。教学マネジメントの確立に当たっては、個別の教育改革に係る手法を効果的に活用しつつ、各大学が学長のリーダーシップの下で、「三つの方針(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)」に基づく体系的で組織的な大学教育を、学位を与える課程(プログラム)共通の考え方や尺度(アセスメント・ポリシー)を踏まえた適切な PDCA など点検・評価を通じた不断の改善に取り組むことが必要である。

また、教学マネジメントの確立に当たっては、大学が、学生の学修成果に関する情報を的確に 把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する必要がある。

<u>なお特に、カリキュラムの策定に当たっては、ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの整合性</u> <u>や体系性を確保</u>できるよう、米国等で配置されているアカデミックオフィサー等も参考に、全学 横断的にカリキュラムを検討するために必要な体制の整備やガバナンスの強化がも重要である。 ○ 我が国の質保証に係る制度は、大学の設置認可による大学設置時の質保証、設置後の教育 研究活動に対する様々な大学評価による質保証の組合せにより成り立っている。

設置認可の段階においては、教育研究上の理念など設置の趣旨が具体的かつ明確に示されているか、設置の趣旨に照らし教育課程は適切であるか、教育課程を展開するのにふさわしい教員組織であり、かつ、校舎等施設・設備が質的にも量的にも十分であるか等を確認している。

大学の設置後の段階においては、様々な評価機関のうち国の認証を受けた機関(認証評価機関)が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにすることにより、社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促している。

○ この設置認可と認証評価のシステムは、我が国の高等教育機関の質が保証されていることを国内外に示すものであるが、その前提となるものは、昭和31 (1956) 年に制定された大学設置基準である。時々の状況の変化を受けて改正は順次行われてきたところではあるが、設置基準における学問分野の種類の捉え方が現状に合っているかどうか、高等教育への進学が高まる時代の状況を踏まえた外形的な基準が現状にも適応するかどうか等について検討する必要がある。2040年に向けた高等教育の課題と方向性を踏まえ、前述したとおり多様な価値観が集まるキャンパスを実現するためには、現在の設置基準、これに基づく設置認可及び認証評価の在り方や、これらに通底する「組織を中心とした考え方」を時代に即したものとして抜本的に見直す必要がある。

具体的には、定員管理、教育手法、施設設備等については、時代の変化や情報技術の進歩、大学教育の進展を踏まえたものとする必要があると考えられる。

なお、この見直しについては、新たに設置される大学のみならず、既存の大学も含んだ全 ての大学を対象として、我が国の大学教育全体の質保証を担保する観点から行うものであり、 今後、一定期間の専門的な審議を経た上で行うべきである。

- あわせて、当面は現在の設置基準の明確化、設置計画履行状況等調査結果や認証評価の結果を踏まえた厳格な対応などについて必要な見直しを行い、速やかな対応を行うことが必要である。
- そのような社会に貢献する大学の姿に国民の理解が広がり、多様な投資や民間からの寄附 が行われて、社会から支えられる大学になっていく、という好循環を生み出さなければならな い。こうした観点から、質の保証をより一層確保するために、
 - ・全学的な数学マネジメントの確立とその前提としての学修成果の可視化。
 - ・設置基準等の見直しを含む入り口での設置認可と認証評価制度の改善及び恒常的な情報公 表の促進、

が必要である。また、各大学が地域社会や企業等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に係る情報を把握・公表していくことが重要である。これらに加えて、経営状況等も含めた大学の基本的な情報について、各大学が積極的に公表するとともに、社会が理解

しやすいよう、全国的な学生調査や大学調査を通じて整理し、比較できるよう一覧化して一括 して公表することも検討すべきである。

Ⅴ4. 18歳人口の減少を踏まえた大学の規模や地域配置

「規模」に関する追加記述

○ これまで述べてきたように、将来の社会の変化を見据えて「多様な価値観が集まるキャンパス」を目指していくためには、地域における学修者からのアクセスの機会を担保しつつ、高等教育機関が一定の規模を確保していくことが必要となるが、我が国においては、これを急速に進む少子化の中で実現しなければならない。その将来像を描くに当たっては、現在の進学動向などを正確に把握するとともに、将来の進学動向の推計について具体的な形で「見える化」することが重要である。

(学士課程への進学者数の増加)

「規模」に関する追加記述

○ 大学への主たる進学者である 18 歳人口は平成4 (1992) 年の約205万人をピークに減少を続け、平成21 (2009) 年頃からは約120万人前後で推移しており、現在は約118万人にまで減少している。一方で、この間に大学進学率は右上がりに上昇し、平成4 (1992) 年には26.4%であったのが現在は52.6%となっており、これに伴い、大学進学者数も平成4年(1992) 年の約54万人から現在は約63万人にまで増加している。特に、近年は女性の進学率の上昇幅が大きく、ここ10年間で40.6%(平成19 (2007)年度)から49.1%(平成29 (2017)年度)へ大きく上昇している。これに応じて、短期大学からの転換も含め四年制大学の数も増加している。より多くの高等学校卒業者が大学進学を希望し、大学教育の裾野が広がっていくことは学生・社会にとって望ましく、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成にも寄与しているが、学生の能力を最大限に伸ばすことができる学修成果が出ているのかについては懸念がある。

(地方における教育機会)

(大学進学者数の推計)

「規模」に関する追加記述

○ <u>国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、現在約 120 万人の 18 歳人口が、2030 年には 103 万人、2040 年には 88 万人に減少すると試算されている。</u>

本部会が発足するに当たり、国立教育政策研究所においては、平成 26 (2014) 年度までに 生まれた者の数、小中学校等の各学年の在籍者数などを基に、18 年後すなわち 2033 年の 18 歳 人口を都道府県別に推計した。 この推計によれば、各都道府県における大学進学率が平成27 (2015) 年(推計当時)と同率のまま推移すると仮定した場合、2033年の大学への進学者数は現在の約85%となる。

また、本部会においては、2040年の高等教育機関への進学率を推計した。この推計は、過去 4年間(平成26 (2014) ~平成29 (2017) 年度)の都道府県別・男女別の大学進学率の伸び 率等を条件において、機械的に計算したものである。基に2040年の大学進学率を推計(※) した。

この推計によれば、2040 年の<u>高等教育機関の進学率は83.6%となり、平成29(2017)年と比較すると3ポイント増加する。特に、大学進学率は57.4%</u>となり、平成29(2017)年と比較すると4.8ポイント増加する<u>こととなった</u>。一方で、今後18歳人口が再び減少局面に突入することを反映し、<u>高等教育機関への進学者数は2040年には約74万人となり、平成29(2017)年と比較すると約23万人減少することとなる。そのうち、大学進学者数は2040年には約51万人となり、平成29(2017)年と比較すると約12万人減少する。し、高等教育機関としても大学としても現在の約80%の規模となることが見込まれる。</u>

- (※) 進学率の上昇が著しい県では、男性は+5ポイントを上限とし、 女性は同県の男性の進学率の同値を上限として推計。また、進学率の伸び率がマイナス の場合は平成29 (2017) 年度の大学進学率が今後維持されると仮定。
- (※) 平成30年2月21日将来構想部会(第13回 資料2より)
 - -http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/042/siryo/__icsFiles/afie ldfile/2018/03/08/1401754_03.pdf(資料 2)

(都道府県別の進学動向と学部の配置状況)

(進学者数の推計を踏まえた大学全体の規模)

「規模」に関する追加記述

- 平成17年(2005)年の「将来像答申」では、「高等教育計画の策定と各種規制の時代」から、 「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行という考えを示した。2040年を見据えた高等教 育の規模を考える際も、その方向性は変わらない。
- 18 歳人口の減少を前提として推計すると、2040 年には高等教育機関への進学率が約 3%増加し、進学者数が 23 万人減少することは前述したとおりである。この推計をそのまま捉えると、高等教育機関の規模も進学者数に合わせて縮小すべきではないかとの考え方も取り得るが、一方で、グローバル化や人生 100 年時代の到来など社会の変化により今後の進学者数を一様に捉えきれないこともある。高等教育機関の今後の在り方を考える際に、推計は一つの参考とはなり得るが、いくつかの条件を置いて機械的に推計した数字のみをベースに以前のような「高等教育計画」を策定することは手法としてとりづらい。
- 今後、Society5.0 やグローバル化が進むことを踏まえれば、個々人の生産性の向上、高付

加価値化が必須であり、できるだけ多くの人々が高等教育を受けることが望ましいと考えるが、 その際には「Ⅲ. 高等教育機関の教育研究体制」で述べたように、18歳中心主義から脱却し、 これまで以上に社会人や留学生を積極的に受け入れていくことが求められる。

○ また、大学院への進学者数のうち、社会人は、修士課程で約10%、博士課程で約40%となっており、そもそも18歳人口の減少との関連性は学部と比較すると低いと考えられる。さらに、現状では、諸外国と比較すると、我が国の修士、博士学位取得者の割合は2分の1から3分の1程度と低い水準にある。諸外国と比べて遜色ない水準で2040年の社会を牽引する高度人材が活躍していかなければ、我が国の国際競争力にも大いに問題が生じる可能性がある。今後、我が国に求められる社会を牽引する高度な人材の育成に大学院が果たす役割の重要性がますます高まることは明らかであり、直ちに大学院の規模を拡大する方向性を示すというより、2040年の社会の需要に応えていくためには、まずは早急に、社会のニーズへのより一層の対応をはじめとした大学院教育の体質の改善とも言えるような取組を進めていくことで、大学院が2040年の社会で求められる需要に質的にも量的にも応えられる好循環を生み出していくべきである。

(国公私の役割分担と地方における教育機会)

「国公私の役割分担」に関する追加記述

○ 我が国の高等教育機関における国公私の設置者別の役割分担の在り方について、その原型の 誕生は明治期までさかのぼる。国立大学は、明治10 (1877) 年に「東京大学」が創設されたと ころに始まった。公立大学や私立大学は、維新の改革動向に触発された国民の学習意欲の高ま りに支えられて、数多くの公私立専門教育機関が設立されたところが出発点となり、大正7 (1918) 年に大学令が公布されたのちも、大正期だけでも計22の私立大学が発足するに至っ た。公立大学の最初は、大正8 (1919) 年に設置された大阪府立大阪医科大学であった。

戦後、昭和22 (1947) 年に学校教育法が制定され、新制国立大学の設置については、文部省が総合的な実施計画を立案することになったが、我が国の大学の大都市への集中を避けること、また、教育の機会均等を実現することが当時の命題とされた4。他方、昭和30 (1955) 年頃までに我が国経済の復興と再建が進み、国民の高等教育への進学希望は著しく高まった。このような高等教育に対する個人的、社会的な要請に対応して、我が国の高等教育機関は拡充・発展の一途をたどるが、極めて速いスピードで行われた量的拡大の主たる担い手は私立大学であった。

4 昭和 22 (1947) 年に、国立大学は70、公立大学は17、私立大学は81 が設置された。 5 昭和 30 (1955) 年には31.6%であった全大学数に占める国立大学数の割合は、現在、平成29 (2017) 年には11%まで低下している。

○ <u>学士課程への進学者数の増加は既に触れたとおりではあるが、</u>全体としての<u>学生数が増加する一方で、定員割れの大学が4割に増加</u>した。我が国の高等教育機関については、<u>私立大学が</u>多く、かつ、小規模な大学等が多いのが特徴であり、特に小規模な大学が多い地方において学

生確保が厳しくなっているが、地方に所在する大学は、その多くが地域で活躍する人材の育成の拠点となっているとともに、地域の知的基盤としての様々な役割を果たしており、今後とも、地方の学生のニーズに応える質の高い教育機会を確保していくことが重要である。少子化は、経営面で厳しい影響を及ぼすことは確かであるが、一方で少人数教育によって教育の質を高めることが可能とも言え、経営改善に留意しつつ、各高等教育機関における積極的な取組を促すことも必要である。

○ その際、国立大学については、平成17 (2005) 年「将来像答申」で述べられた役割 6 が、2040 年に向けてどう変化していくのか、という観点で検討する必要がある。

前述の 2040 年頃の社会の変化の方向を踏まえ、我が国の人材育成等を国立大学という公的 支援を得る機関が支える場合、新しい役割の再整理として、例えば、世界及び我が国の「知」をリードする学術研究・教育を推進する役割、Society5.0 の実現に向けた人材養成など計画 的な人材養成の役割、理工系分野など教育研究の施設整備に多額の予算を要するため、又は、学問の多様性を確保するために教育を受ける学生が少ない場合でも維持しなければならない 学問分野など、私立大学では財政的に担うことが困難な教育・研究を推進する役割などが考えられる。全国的な高等教育の機会均等の確保は地方の活性化の観点や学生の経済的負担の観点 から引き続き重要であるが、高等教育の無償化の進展を前提とすれば、その役割がどのように 担われるかについては変化が生じる可能性がある。

このような役割を明確にした上で、学士課程教育、大学院教育において、公立大学や私立大学が提供できないニーズも含め、どのような分野で、どのような規模で役割を果たしていくのか、という指針を国と国立大学とがともに議論をし、作り上げていくことが必要である。

○ 公立大学については、設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体現するという役割をもつ。したがって、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められる。公立大学は、各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担うものであり、教育機会の均等の実現、地域活性化の推進、行政課題の解決に、公立大学がどのようにその役割を果たしていくかを、地域における高等教育機関全体の状況を踏まえつつ、地方公共団体との密接な連携の中で考えていく必要があるで。

○ 私立大学については、学部学生の約8割の教育を担うなど、様々な学生に対し門戸を開き、 それぞれの建学の精神に基づき、多様性に富み、実践的な教育を行う役割を担っている。また、 私立大学は一部のエリートだけではなく、私立大学の教育研究の多様性によって、複雑な社会

⁶ 世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究 の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機 会均等の確保等の役割

⁷ 公立大学協会「時代をLEAD する公立大学 公立大学の将来構想に向けての議論の方向性と可能性」

の変化に対応できるより多くの国民を育成し、一人ひとりの労働生産性を大幅に引き上げるため、幅広い年齢層に及ぶ中核人材の教育機会を保障し、国民の知的水準を底上げする役割がある。そのための知識・技術の創造拠点を、大学の独自性に沿って創ることも、私立大学の役割である。このため、私立大学の多様性の保持を明確にした上で、それぞれのミッションと建学の精神に基づき、教育研究の更なる充実を図りつつ、その経営基盤の強化を図り、我が国の高等教育の中核基盤を支える方向で改革を進める必要がある8。

- 8 日本私立大学連盟「未来を先導する私立大学の将来像」より抜粋。一部加筆修正。
- 国公私のそれぞれの高等教育機関は、これまでの歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえた上で、それぞれの高等教育機関がもつ「特色」と「強み」を最大限に活かして、地域における高等教育の在り方を再構築し、我が国の高等教育の発展に国公私全体で取り組んでいく必要がある。

(国が提示する将来像と地域で描く将来像)

「地域で描く将来像」に関する記述

- 平成17年(2005)年の「将来像答申」では、「高等教育計画の策定と各種規制の時代」から、 将来像の提示と政策誘導」の時代への移行という考えを示した。人口減少がより急速に進むこれからの20年間においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題となる。特に、産業形態が一極集中型から遠隔分散型へとパラダイムシフトする想定の中では、地方における高い能力を持った人材の育成に期待がかかっている。これは教育界だけの課題ではなく、産業界を含めた地方そのものの発展とも密接に関連する課題である。そういう意味では、高等教育の将来像を国が示すだけではなく、それぞれの地域において、高等教育機関が産業界や地方公共団体を巻き込んで、それぞれの将来像が議論されるべき時代を迎えていると考えられる。
- 地域で高等教育の将来像を描く場合には、その地域の単位に着目するかという観点については、地方公共団体の圏域を主軸に考える必要は必ずしもなく、各高等教育機関が結びつきの強い地域を中心に、歴史や文化に裏打ちされた、経済圏や生活圏といった関わりで、必要なステークホルダーと議論していく必要がある。が問題となる。都道府県なのか、より広域なエリアなのか、都市圏、都市に隣接する地域、地方などの特性により地域によって様々なのか、今後、地域の関係者とともに、引き続き検討していくことが必要である。いずれにせよ、

その際、地域の高等教育機関が国公私という設置者の枠組みを越えて、また、単なる高等教育という役割を越えて、地域社会の核となり、産業界や地方公共団体とともに将来像の議論や具体的な交流等の方策について議論する「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築することが必要である。各高等教育機関は地域の人材を育成し、地域の行政や産業を支える基盤である。この機能を提供していくためには、常に地域に対して当該高等教育機関が何を提供できるのか、何が必要とされているのか、等の観点についての情報共有と連携が欠かせない。「地域連携プラットフォーム(仮称)」においては、18歳の伝統的な人材育成ニーズのみならず、リ

カレント教育、共同研究の在り方、まちづくりのシンクタンクとしての機能など幅広い観点を 議論する場とする必要がある。するための具体的な仕組みについても検討していくことが必要 である。

「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築する際には、地域の高等教育機関を中心として、 地方公共団体、産業界が積極的に関わり、当該地域の高等教育のグランドデザインを提示して いくことも重要である。

VI-5. 各高等教育機関の役割等

(各学校種等における特有の検討課題、高等教育機関全体の相互の接続関係等)

(専門職大学・専門職短期大学)

(短期大学)

(高等専門学校)

(専門学校)

(大学院)

※大学院部会の審議まとめを踏まえて要修正。

VII. 高等教育を支える投資

「高等教育への投資」に関する記述

- 2040 年に向けて、日本全体の人口が減少し、特に生産年齢人口の割合が減っていく中で、 社会を支え、国民が豊かな生活を享受するためには、高等教育がイノベーションの源泉となり、 地域の知の拠点として確立し、未来を支える人材を育成する役割が期待される。このような役 割を果たすことのできる高等教育は国力の源であり、公的な支援、民間からの投資と社会から の寄附等の支援、個人負担等の高等教育への投資活動を全体的に強化していくことが求められ る。
- 現在の、我が国の財政構造を諸外国と比較すると、社会保障支出対 GDP 比の規模は国際的に中規模(社会保障以外の支出規模は最低水準。)である一方、租税収入は低い水準となっている。そのため、既に多大な公債残高を抱える中で、歳出が歳入を上回る状況が続いており、財政収支は OECD 諸国で比較しても悪い状況となっている 10。このままでは将来世代に大きな負担を残すことになるという危機的な状況であることを共有した上で、教育すなわち将来の国を支える人材育成について、国民的議論の中でその重要性を位置付けるとともに、2040 年を見据えた高等教育への投資については財政の在り方を含め社会全体で検討する必要がある。

- 9 今後追記予定(高等教育への投資の伸び率等に関する諸外国との比較)
- 10 財務省「日本の財政関係資料」 https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/201803.html
- 高等教育への投資、特に公的な支援については、高等教育機関としての教育研究機能の効果的な発揮を求めて国民から負託されたものであることを自覚した上で、現状が効率的・効果的な支出となっているか、対外的に十分説明できる支出となっているか等、教育研究への影響を含めた評価・検証等を真摯に行い、その成果を活用して大学の経営改善を図り、その資源を適正に管理し、最大限に活用すべきである。
- また、高等教育機関の財源を安定的に確保していくためには、公的な支援だけではなく、民間企業や個人等からの寄付金・委託費や附属病院収入・事業収入等の民間からの投資も確保し、財源を多様化するとともに、資産マネジメントをしていくことが必要である。
- 高等教育への投資を考える前提として、各高等教育機関にかかるコストを明確にすることが重要である。その際、高等教育機関の教育コスト・研究コストは、現時点では明確になっていないという課題がある。今後は、国公私別・大学別のコストを明らかにし、各高等教育機関がどれだけの教育コストをかけて学生に対する教育をしているのかを、学生と社会に対して、情報公表していく必要がある。
- 加えて、本答申では、各高等教育機関に対して、様々な改革を促しており、その実現を目指すには、必要となるコストについて十分に検討する必要がある。「個々人の強みを最大限に活かすことを可能とする教育」に転換するためには、個々の学生の学修成果の可視化、個々の学生に寄り添った多様で質の高い教育プログラムの提供、実務家等も含めた多様な教員による教育の提供等が求められる。具体的には、新たな雇用に伴う人件費、教育プログラムを開発する経費、学生の学修成果の可視化のためのシステムの構築の経費などを想定しなければならない。各高等教育機関のこれまでの改革の中で、自らの資源配分の中で着手されているものも多いが、その改革が社会の発展に大きく貢献する新しい取組であることを前提とした上で、そのコストを見える化し、どう負担していくのか、という観点も必要となる。広く公的・私的セクターが高等教育機関を支えることを、納得感を持って受け入れてもらうためには、まずは、高等教育機関が、現在の社会を支え、未来の社会に貢献していくとともに、時代のニーズに合わせた取組の重点化、効果の最大化を実施していくことが今まで以上に求められる。いかに高等教育機関が社会にコミットし、その便益を高めていくか、また、それにより得られる経済効果をいかに高等教育に還元していくか、ということを示しつつ、必要な投資を得られる機運の醸成を国は後押ししていく必要がある。
- なお、「新しい経済パッケージ」(平成29 (2017) 年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30 (2018) 年6月15日閣議決定)において、2020年4月から所得が低い家庭の子供たちを対象とした大学等の授業料減免と給付型奨学金の拡充を行う方針が決定した。

幼児教育から高等教育まで、限られた財源の中で、公的な支援、民間からの投資と社会から

の寄附等の支援、個人負担のバランスの在り方については、我が国における教育の果たしている役割をしっかりと認識し、将来における位置付けを国のあるべき姿の一環として議論した上で、引き続き、検討していく必要がある。

₩6. 答申に向けた今後の検討課題

おわりに【項目追加】